

## 学校開放施設利用規約およびホームページ「学校施設開放の流れ」の改訂について

### 学校開放施設利用規約

#### 1 開放日時 第3条2

- 一つの文の中に、2つの内容が含まれているため、読み取りづらい。
- 文章を2つに分けて、それぞれの内容ごとに記載する。そのため、新たに第3条3を加える。

旧	新
(開放日時) 第3条 2 開放時間は、原則として平日 17時10分から19時10分までの2時間、週休日および祝日9時から12時、又は13時から16時までの各3時間までとし、他の利用希望団体がない場合は、9時から16時まで通して利用することができる。	(開放日時) 第3条 2 開放時間は、原則として平日 17時10分から19時10分までの2時間、週休日 および祝日 9時から12時、又は 13時から16時までの各3時間までとする。ただし、12時から13時までは、利用することができない。
	第3条 3 他の利用希望団体がない場合は、12時から13時を含めて9時から16時まで利用することができる。

#### 2 利用手続き 第5条4

- 利用希望が複数の団体で重なった場合について明記されていない。
- 利用希望が複数の団体で重なった場合の選出方法を明記する。

旧	新
(利用手続き) 第5条 4 校長は、申込みが適当と認められる場合は、施設利用承認書（様式3）を利用者に交付する。	(利用手続き) 第5条 4 校長は、申込みが適当と認められる場合は、施設利用承認書（様式3）を利用者に交付する。ただし、希望日が重なった場合は、抽選とする。抽選結果は、利用希望日の属する月の前月 15 日以降に利用者に連絡をする。

### 3 ホームページ「学校施設開放の流れ」

- 利用手続きから説明され、概要・開放場所・開放時間が書かれていない。  
そのため、はじめに概要・開放場所・開放時間を明記することで、施設の利用を新たに考えたい団体が、検討しやすいようにする。

旧	新						
	<p><b><u>1. 概要</u></b></p> <p>本校では、地域の障害児・者団体、本校関係者の学習、文化、スポーツ活動の振興のため、校内施設の開放を行っております。利用をご希望の際は、下記をご覧ください。</p> <p><b><u>2. 開放場所</u></b></p> <p>体育館、自立活動室</p> <p><b><u>3. 開放時間</u></b></p> <table border="1"><tr><td>平日</td><td>17:10~19:10</td></tr><tr><td>祝休日</td><td>午前 9:00~12:00</td></tr><tr><td></td><td>午後 13:00~16:00</td></tr></table> <p>※他団体の利用がない場合は、12:00~13:00も利用可能となります。</p>	平日	17:10~19:10	祝休日	午前 9:00~12:00		午後 13:00~16:00
平日	17:10~19:10						
祝休日	午前 9:00~12:00						
	午後 13:00~16:00						
<b><u>1. 利用登録申請</u></b> <b><u>2. 利用の流れ</u></b>	<b><u>4. 利用登録申請</u></b> <b><u>5. 利用の流れ</u></b>						